

(第2回) 宇佐美小中学校運営協議会 会議記録
(森篤発言を中心に)

- * この記録は個人的な会議記録であり正式記録ではない。
- * ゴシックは、発言ではないが、説明、森の感想。

- 日時 令和6年10月28日(月) 13:20 ~ 16:00
- 場所 宇佐美小学校会議室
- 出席 宇佐美小中学校運営協議会委員(15名中) 13名

- * 下線の委員は、発言のあった方(議長、議案説明者、授業参観感想を除く)
 - ・深辺安弘(委員長)(宇佐美区長) * 議長
 - ・山下善和(地域住民)
 - ・木部修(コミセン事務局長)
 - ・木部比佐夫(地域住民)
 - ・島田晴夫(知識経験者 元教員)
 - ・森篤(記)(地域住民)
 - ・宮下省吾(宇佐美中学校校長)
 - ・山下晃広(宇佐美小学校校長)
 - ・稻葉富士子(地域コーディネーター)
 - ・先本〇〇(宇佐美女性の会)
 - ・〇〇〇〇(保護者)(宇佐美小学校母親代表)
 - ・〇〇〇〇(保護者)(宇佐美中学校母親代表)
 - ・稻葉〇〇(保護者)(宇佐美小学校PTA会長)

庶務として (教員)宇佐美小学校教頭 萩原勝博
(教員)宇佐美中学校教頭 遠藤育男

- (欠席)大畑〇〇副委員長(保護者)(中学校PTA会長) * 体調不良のため
- 杉田正文委員(知識経験者) * 連絡つかず
- (途中退席) 稲葉委員〇〇(保護者)(宇佐美小学校PTA会長) * 市PTA会合のため

* 敬称略 順不同

- 内容 * 主な要旨を解り易く整理(場合により加筆)したもので、発言そのものではない。
* 順不同

- ◆ 授業参観(13:25 ~ 14:20)
 - ・会議の前に授業参観を実施した。
 - ・会議室に戻って授業参観の感想を出席者全員に求められた。

(森篤の感想)

- ・2年生の授業で、「よいことと、わるいこと」をテーマにした授業であったが、人は、「世の中にはよいこととわるいことがあることを知るべき」であり、その次は、「何がよいことであり、何が悪いことであるかを知るべき」であり、その次は「できるだけよいことをし、できるだけわるいことをしないようにすべき」であると言われる。ほんの2～3分の参観だったので、どういう風にして授業を行なせるのか、最後まで見たかった。
- ・関連して、短い時間で全教室を見て回るのもいいが、一コマ45分をフルタイムで参観することもまた意義があるのではないかと思う。
- ・また、給食も参観した方がいい。こどもたちが給食を食べていることを見るのはなくて、一緒に給食を食べて子どもたちとコミュニケーションをとることも意義があるのではないか。

◆会議(14:45～16:00)

(議事の前に)

* 萩原庶務より、出席者数により会議成立の要件を満たしている旨説明があった。

* 議長を会長とすることがはかられ、前回一致でこれを了とした。

* 萩原庶務課から、傍聴希望者がいるので入室を許可してよいか決定されたい旨説明があった。議長においてこれをはかったところ、全会一致で傍聴者の入室を許可することと決した。

* 傍聴者が席についた後、萩原庶務から、県教委から2名、伊東市教委から3名の傍聴がある旨説明があった。

* 続いて傍聴者が自己紹介した。

・(森篤)只今傍聴者の紹介があったところだが、この会議の傍聴者は身分を名乗らなければならないのか。県や市の職員だということだが、誰でも傍聴できると規則で決まっている。誰であっても身分を名乗らせるのか。

・(庶務)そういうことではない。教育委員会からの傍聴なので紹介した。

* 学校と教育委員会という仲間内で学校運営協議会を進行させるような印象を受けたので発言したもの。教委が学校運営協議会を傍聴することは、教育政策を執行する上でよいことだが、傍聴者が傍聴席に着くまえに（傍聴の手続きをする前に）委員に説明しておくべきことである。傍聴席に着いた後は、市民と同じ一般傍聴者として扱われるべきである。会議の進行は、委員が主体的に関わることであり、委員（即ち地域住民）は、学校運営協議会において客体ではない。

◆議事

(1)第1号議案：宇佐美小1学期末学校評価アンケートの結果について【宇佐美小山下校長】

- ・山下委員から資料に基づき説明があった。
- ・(森篤)資料中「課題点」として、児童の読書について記載があるが、「図書委員による読みきかせ」とは「住民ボランティアによる読みきかせ」のことか。
- ・(山下委員)別のものだ。「図書委員」は学校内の委員であり、毎日休み時間等に読みきかせを

行っている。

- ・(稻葉(富)委員:地域コーディネーター)ボランティアによる読みきかせは、月に1~2回程度行っている。
- ・(森篤)資料では、課題に対する学校の姿勢として「～やっていきます」という表現になっているが、その成果については年度末に公表されるのか。
- ・(山下委員)2学期に同様のアンケート調査を行い数値の比較をし、成果の判断をするつもりだ。
- ・(森篤)この9月に文科省が令和5年度の調査に基づく国民の読書に関する報告を発表した。識者の意見の中で、子どもの読書よりも大人の読書離れを問題にする意見もあった、当地では大人の読書はどの程度であるかわからないが、子どものことを考えるには大人の読書に対する姿勢も考慮しなければならないと思う。
- ・(森篤)また、何故本を読まねばならないのか、その理念を大人が共有した方が子どもの読書に関する教育も一層充実するのではないかと考える。

★議長から、議案の「承認」を求める発言があったことから、次の発言をした。

- ・(森篤)この議案は、委員が「承認」するような議案ではない。「わかりました」ということでよいのではないか。「承認」行為は責任を伴うことになるので、「報告を聞きました」という程度のことではよいのではないか。

*仮に学運協が承認行為をした場合、学校において承認した内容を変更する時は、その都度学運協を開催しなければならず、また、承認した内容が執行されるように常に留意しなければならない。また、学校が勝手に承認内容を変更した場合は、それはおかしいということを言わねばならなくなる。現実的には学運協委員にそういうことは難しい。

*議長から、「承認」ではなくて、報告を聞いたということでよろしいか、はかられ、全会一致でそのようにした。

(2)第2号議案:宇佐美中1学期末学校評価アンケートの結果について【宇佐美中宮原校長】

- ・宮原委員から資料に基づき説明があった。
- ・(森篤)説明の中で「家庭学習」の説明があったが、これはいわゆる「宿題」のことをいうのか。
- ・(宮原委員)そうだ。問題と回答はタブレットで行うので、生徒がどの程度考えて家庭学習(=宿題)をやっているかを把握することができる。
- ・(森篤)学校で「把握」するという意味は、宿題を提出させて、その(回答)内容を把握するということではなさそうだが、学校で生徒の家庭学習の様子を把握できるとはどういうことか。
- ・(宮原委員)タブレット上の問題をタブレットで回答をするので、生徒が考えて回答する時間をそれぞれの生徒について把握することができるということだ。回答まである時間がかかるれば、それなりに時間をかけて考えていることになり、そうでなければ適当に回答していると考えることができる。
- ・(森)家庭の中で生徒が何をしているかという情報を学校がタブレットを使って収集することに問題はないのか。そういうことはどこの学校でもやられていることなのか。
- ・(宮原委員)宇佐美中学校が独自にやっていることではなくて、ある会社のソフトを使ってやって

いることだ。恐らくどこでやっていることだと思う。

・(森篤)そういうやり方は、当然教育委員会は了解していることなのか。

・(宮原委員)そうだ。

・(森篤)タブレットを使って宿題に出された問題の回答時間を自動的に計測しているという訳だが、例えばある生徒は、本当に問題を解くのに 1 時間かかり、別の生徒は保留にしたまま 1 時間テレビを見ていて、1 時間後に適当に回答したとすると、どちらも同じに 1 時間をかけて問題を解いたとということに計測されるということか。

・(宮原委員)そういうことにはなる。

・(森篤)それでは、正確なデータは得られないではないか。そんな不確かなデータでは生徒の家庭学習の状況を把握するということにはならないのではないか。そのデータを使って個々の生徒の評価をすることはしないだろうが、全体としての傾向でさえも把握したことにはならないではないか。それを元にして、次の学習(学校教育)の展開を考えるのは正しいやり方なのだろうか。

(3)第3号議案:地域学校協働活動に係る経費等について【宇佐美中宮原校長】

・宮原委員から資料に基づき説明があった。

・(森篤)資料中に、地域指導員(講師)とあるが、これは例えば、過日の小学校の「砂の造形」に参加していただいた支援隊の皆さんのことも指すのか。

・(宮原委員)そうだ。

・(森篤)年間予算 34,000 円で、1 人につき 1,000 円とあるが、砂の造形では支援隊から 33 人が参加している。それだけで 33,000 円となり、年間であと一人分しかないことになる。支援隊ではその他の授業にも何人も参加している。誰に謝礼を支払って誰に支払わないという基準はどうなっているか。学校が恣意的に謝礼を支払う人を選別しているのか。

・(宮原委員)予算の中での謝金の支払いとなるので、授業等を支援していただいた方全てに支払えるものではない。従って、現状ではやむを得ず選別させていただいている。

・(森篤)その基準を聞いている。支援隊のマネージメントをする者は、人数を確保するために個々の地域住民に声を掛けている。どういう基準で謝金をもらえる人とそうでない人がでてくるかを理解しておく必要がある。公金の支出でもあるので、基準を明示しておくべきだ。各学校が勝手に基準を決めるというのではなく、教育委員会が率先して支給基準も明示した「要項」を作つておくべきだ。

・(森篤)消耗品の購入ができるとあるが、これについても教育委員会で「要項」を作成する必要がある。どういう基準で誰が購入等するのかなどである。いずれせよ、使い勝手が悪いように思える。資料には、事前に生涯学習課と相談するとあるが、これは生涯学習課の恣意性を認めることであってはならない。基準に合致しているか否かの確認の手続きとすべきである。

(4)第4号議案:コミュニティ・スクールを行う上での申し合わせ事項について

【宇佐美小山下校長】

・山下委員から資料に基づき説明があった。

・(森篤)資料中の(1)の準備委員会についてだが、数人の準備委員会で 15 名の学校運営協議会が協議する内容を検討するとあるが、これはおかしい。準備委員会を設けることはいいと思うが、準備委員会の役割は、議題及び論点の整理、あるいは会議に必要な資料の収集などであ

り、委員が協議しやすいように状況を整えることであるべきだ。準備委員会の数名が事前に学校運営協議会の協議内容を検討するというようであってはならない。

・(森篤)資料中の(2)の組織編成についてだが、何々委員会と標記しているが、これは分科会的なものだと思う。分科会を設置することに異論はないが、資料に示された具体的な分科会は、学校運営協議会の任務に係る分科会ではなくて、具体的な地域学校協働活動に関するものである。学校運営協議会が具体的な地域学校協働活動を直接議論し、差配することは、得策ではないと思う。具体的の話は、それはそういう活動をしている人と学校との間で調整すればいいのではないか。

例えば、「学習支援委員会」というのが資料にあるが、この委員会が所管することの中には、現在支援隊の皆さんがやっている授業支援が入るのではないかと思う。コミュニティースクールが宇佐美に設置される以前から、支援隊は活動をしていることであり、何でそれを学校運営協議会が差配しようとするのか。支援隊は学校運営協議会の指揮下に入らなければならないということか。そんなことは法律にも、伊東市規則にも書いていない。

その様にしたいというのであれば、地域学校支援活動をしている団体と事前によく調整して、了解を得ておかなくてはならない。そういう調整はしていないだろう。それを本日の会議の議題に出すのは適切を欠くことにほかならない。我々は、支援隊のメンバーでもあり、学校運営協議会の委員でもあるのだが、この場合は人格が異なる。学校運営協議会の委員として、地域学校協働活動をしている方と、学校運営協議会の関係は如何にあるべきかという視点で申し上げている。

また、これでは、その少数の委員で構成する委員会(分科会)で事を決めてしまい、15人の委員による学校運営協議会の会議は追認機関となってしまう。たった15人しかいないのであるから、基本的には色々な立場の方が集まった委員全員で協議すべきだと思う。法の趣旨もそういうところにあるはずだ。

・(森篤)いずれにせよ、学校運営協議会の中に、今こうした具体的な委員会(分科会)をつくることは、地域学校協働活動に偏重し過ぎている。具体的な地域学校協働活動は学校運営協議会の指揮下に置くべきではない。今ここで具体的な分科会をつくるのではなく、「分科会を作ることができる」ということにしておいた方がよい。申し合わせをつくることはよいことだと思うが、この申し合わせの内容には反対である。もっと基本的なところから練らなければならない。

・(山下委員)来年度に向けて申し合わせという意味合いもあるので、必ずしも今すぐにこの申し合わせで稼働するというものでもない。

・(議長)それでは、本日は、そういう提案があったというところまでで、申し合わせは未決定ということでよろしいか。皆さんのご了解が得られたのでその様に決する。

・(森篤)提案の申し合わせは未決定ということなので、申し合わせに係るその他の項目については、別の機会に申し上げたいと思う。一点だけ提案の申し合わせについて認識の誤りを指摘しておく。

(3)の会議記録についてだが、「住民からの公開請求があつたら公開する。ただし、職務上知り

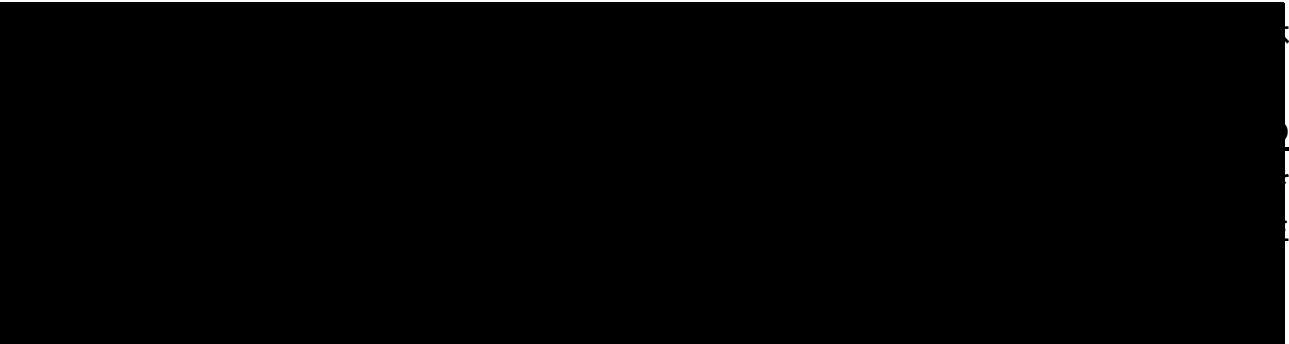
得た秘密については非公開とする」とあるが、情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、公開するかしないかを学校運営協議会が判断するものではない。学校運営協議会の会議記録は、行政情報であり、公開か非公開かは情報公開条例に基づき、教育長が判断することになる。ただし、非公開にできる場合は条例に制限列挙されており、それ以外は公開しなければならない。学校運営協議会が議事録の公開に恣意的に介在する余地はない。行政情報の公開の理念は、よく理解しておかなければならぬ。つまりこういうことは書かなくてよいのではないか。

* 既に「内規（案）」を文字にまとめて学校（庶務）に提案、説明しているが、今回提出のあった「申し合わせは」いくつかの項目で、全く異なった内容になっており、趣旨が違っているので、賛成する訳にはいかないのである。

(5)第5号議案：宇佐美小中学校や教職員への要望について【宇佐美小山下校長】

・萩原庶務から、この議題は、教員の任用に係る内容がある場合が想定されるので秘密会にしたい旨の説明があり、協議の結果全会一致でこの議題については秘密会とすることに決した。

* その後傍聴者は退場していただいた。



* 次の議題に入る前に傍聴者の入室が再度許可された。

(6)その他

①情報提供

・(森篤)情報提供という意味で申し上げる。この学校運営協議会は、法律と伊東市の設置規則に基づいて設置されているが、その肝心要の伊東市の規則に誤りがあることを発見したので過日、私が作成した資料を添付して e-mail で教育委員会に通報した。

直ぐに担当者から返信をいただき、教委においても確認し、必要があれば然るべく対処することだった。それが 7 月のことであり、その後の教委の対処状況がわからないので、再度どうなってるのかを聞いたところ、規則を改正すべく準備中とのことだった。

現在規則改正の準備をしていることだろと思う。私も学校運営協議会委員に任命されて 2 ヶ月も経ってから規則の誤りに気が付いたので、偉そうなことは言えないが、教育委員会の対処は極めて遅いと思う。この規則は、令和 4 年の制定されていることから、間違ったままの規則が相当の時間が経過している。速やかに改正すべきである。

もう一点の情報提供だが、予て 4 月に開催された宇佐美の学校運営協議会の会議記録を委員に見せるように何度も学校、即ち学校運営協議会の庶務に言ったが、見せないということだつ

た。庶務にそんな権限はないのだが、どうしても見せないので、情報公開条例に基づき教育長宛に会議記録の公開を正式申請した。

教育長からは既に会議記録の公開があり、私の手元にある。今日はそれを持ってきていないが、私から市民に公開することもできる。情報公開条例に基づき公開された情報は、世の中に公開されたと同じことになるので、私がどう活用しようと全く問題ではない。教育長が公開した情報であるから、それが正式な宇佐美の学校運営協議会の会議記録となる。判読できないヶ所がいくつもある。伊東市教育員会は、そんな記録を作成しているのかということになる。

・(森篤)本日はそういうことがあったという情報提供までにするが、必要に応じて追って何らかの対処をしたいと考えている。

①学校運営協議会委員と子どもとのコミュニケーション

・(森篤)学校運営協議会として、子どもたちとのコミュニケーションをもっとはかるべきだ。私は、学校授業の支援を通じて、多少なりとも子どもたちとのコミュニケーションをはかっているが、学校運営協議会としてもそのことが大事だと思う。学校運営協議会は、学校の運営について協議をする任務があるが、それもこれも子どもたちのためである。その肝心の子どもたちとコミュニケーションが取れないでは話にならないのではないか。効果的なコミュニケーションの一つとして、給食を子どもたちと一緒に食べることを推奨する。

②学校運営協議会委員と教員とのコミュニケーション

・(森篤)校長先生や教頭先生とはよく話しをするが、その他の先生とはごく限られた先生としか話しをすることがない。子どもたちとのコミュニケーションが大事だということと並んで、学校運営協議会として、校長、教頭以外の先生とのコミュニケーションが大事だと思う。

* 会議の場だけでコミュニケーションがはかられるかどうかは疑問ではあるが。

③PTAの活動

・(森篤)PTAの活動は学校運営に密接に関わっている。そこでPTAの委員に伺いたいのだが、現在のPTAの活動の中で、積極的に学校運営に関わることや意見を言うことはあるか。

というのは、私がPTAの役員をしていた数十年も前の経験だが、役員の選出に多くの時間を取られ、年間行事的なものはあっても、学校運営に関する課題抽出やその解決策を探る活動は少なかった。今でも同じかどうかを伺いたいということだ。

・(PTA委員)学校の運営に積極的に関わるということ、また意見をいうということはないのではないかと思う。

* 肝心の保護者と先生の組織(PTA)が学校運営に係る積極的な感心が少なければ、学校運営協議会が一所懸命になっても、地域住民が責任をもって学校運営に関わることは期待できないかも知れない。

④宇佐美小中学校の統合

・(森篤)過日新聞に宇佐美小中学校の統合について、教育委員会で協議している旨の記事が掲

載があったが、これは宇佐美の小中学校の運営に関して最も感心を持つべき事案である。

学校運営協議会でも重要課題の一つとして協議、意見交換をし、理解を深めるべきことである。

また、必要により、学校運営協議会の場に教育委員会を呼んで状況を把握する必要がある。恐らく地域住民のほとんどは新聞記事以外のことは知らないだろうと思われる。この事案に関する教育行政のプロセスは地域住民に知らせるべきである。

ところで、新聞記事にあった「学校統廃合懇談会(?)」には宇佐美から誰か参加しているのだろうか。深辺区長は参加しているか。

・(深辺委員)過日の会合で、統廃合に関する検討状況の説明は聞いたが、その議論に参加している訳ではない。過日の新聞記事はその時の会合を取材したものだと思われる。

・(宮原委員)宇佐美から、代表で校長(宮原委員のことか)「学校統廃合懇談会(?)」に参加している。

* 伊東市の教育行政たるや、一方では、学校の運営に関して地域住民の責任ある関わり(学校運営協議会や地域学校協働活動)を求めていながら、他方、学校運営の重大な事案である教育行政に係る宇佐美小中学校統廃合に関しては、その検討プロセスについて地域住民にはなんら説明がない。これは教育行政の姿勢として矛盾しており、おかしなことである。

★ここまでで、13：20からはじまった学校運営協議会の会議もだいぶ時間が経過していることから、また、発言のほとんどは森であり、他の委員の皆さんからの発言は少ないとから、森から議長に次の提案をした。

・(森篤)意見や提案、質問等はまだあり、発言にはそれなりの時間を要するが、時間も経過していることから、追って文書をもって提出することとしたいが、よろしくご配慮願いたい。

・(議長)誰宛になるか。

・(森篤)学校運営協議会会长宛になろうかと思うが。

・(議長)承知した。

★ここで議事を終了し、会長は議長の任を退いた。

◆諸連絡【事務局】

①「宇佐美スクールサポーター」の募集について

・庶務から、これまでに4名の方の登録があった旨報告があった。

・委員から、登録した方からアフターケアがない旨の話を聞いている。せっかく協力してくれる住民の方を募っているのだから、その辺はしっかりやるべきだ。

②携帯メール連絡網「マ・メール」の登録のお願い

・庶務から、これまで5名の学校運営協議会委員から登録があった旨報告があった。

・(森篤)この「マ・メール」は、学校運営協議会委員だけに連絡することもできるのか。

・(遠藤庶務)可能だ。

・(森篤)それでは、学校運営協議会の開催近くになったら、「マ・メール」で連絡していただけると

ありがたい。

・(遠藤庶務)承知した。

③第3回学校運営協議会 1月31日(金) 13時20分～ 宇佐美中学校

・・庶務から、次回「(第3回)学校運営協議会」の日程の説明があった。

以上